

7日ソ連発第396号
令和8年2月13日

加盟団体会長 各位

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟
会長 安道光



技術等級認定料の改定について

平素より本連盟の諸事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、技術等級制度においては長年にわたり認定料を据え置きとしてまいりました。この度、近年の物価高騰等の背景を鑑み、加盟団体の収入においても増となるよう等級制度部会での検討や理事会においての審議を重ね、価格改定を決定しましたのでご案内いたします。特に令和7年度大会実績の認定についてはご注意ください。

記

1. 新認定料の適用日

令和8年4月1日

2. 改定内容について

別紙参照

3. 現行制度の認定期限

現在の認定料の適用は令和8年3月認定分まで

4. 令和7年度大会実績による認定について

認定期間は対象大会より1年（対象大会の次年度開催より前）としていますが、令和8年4月からの新認定料の適用にあたり、令和7年度大会実績による認定は令和8年3月までに完了していただきますようお願いいたします。会員登録システム上令和8年4月1日からは新認定料が適用され、現行の認定料での認定処理を行うことができません。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

以上